答申第 946 号

諮問第 1361 号

件名:わいせつ物に関する裁判の判例、判決等の解説が記載されている文書等 の不開示(不存在)決定に関する件

## 答申

#### 1 審査会の結論

愛知県知事(以下「知事」という。)が、別表の4欄に掲げる開示請求に係る行政文書(以下「本件請求対象文書」という。)について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が愛知県情報公開条例(平成12年 愛知県条例第19号。以下「条例」という。)に基づき行った開示請求に対 し、知事が別表の3欄に掲げる日付けで行った不開示決定の取消しを求め るというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。 開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

#### 3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 62 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれも不存在を理由として不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であることから、実施機関は、当該 62 件の異議申立てを併合することとしたものである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

別表の1欄に掲げる請求1(以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2 以下も同様とする。)から請求62までの62件の開示請求(以下「本件開示 請求」という。)に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を 特定するに足りる事項は、それぞれ同表の4欄に掲げるとおりである。本 件開示請求に係る開示請求書には、「国際課に対する開示請求」との記載が あり、地域振興部国際課(当時。以下「国際課」という。)において管理す る、各開示請求の内容に係る文書を求める趣旨であると解される。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

ア 国際課がつかさどる事務について

国際課がつかさどる事務は、本件開示請求の当時に適用されていた愛知県行政組織規則(昭和39年愛知県規則第21号)の規定の定めるところによる。本件開示請求の当時に国際課において所掌していた事務であれば、国際課において当該事務を遂行していたこととなるため、当該事務に係る文書を作成又は取得する可能性があると考えられる。

イ 国際課において請求の内容に係る事務を所掌していないものについて (請求1から請求17まで、請求21から請求27まで、請求29から請求4 3まで、請求45、請求47、請求53から請求57まで及び請求61)

これらの開示請求に係る文書は、「個人のメモの管理方法が記載されている文書」等、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、国際課に対して、愛知県教育委員会が管理している文書を請求するもの、母子生活支援施設が作成した文書を請求するもの等、国際課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、国際課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかである。

したがって、国際課において事務を遂行する上で作成又は取得する必要がないことから、国際課がそれぞれの請求の内容に係る文書を作成又は取得することはない。

念のため、国際課において、それぞれの請求の内容に係る文書を探索 したが、やはり存在しなかった。

ウ 国際課において請求の内容に係る事務を所掌していたものについて(請求 18 から請求 20 まで、請求 28、請求 44、請求 46、請求 48 から 52 まで、 請求 58 から請求 60 まで及び請求 62)

これらの開示請求に係る文書は、本件開示請求の当時に国際課の所掌していた事務に係るものであると解されることから、国際課において作成又は取得する可能性があると考えられるものではあるが、次に掲げる理由により、それぞれの請求の内容に係る文書は存在しない。

(ア) 請求 18 から請求 20 まで及び請求 44

これらの請求は、諸外国の文化等に関するものであるが、諸外国の 文化的行事に対する愛知県名での後援等に係る事務を国際課で行って いた場合には、当該諸外国の文化に関する文書を取得する可能性があ るものの、本件開示請求のあった平成26年度において、国際課ではフ ランス、スウェーデン及びアメリカ合衆国の文化的行事に対する後援 等は行っておらず、さらに、外国文化の受容の歴史についての文書を 国際課において必要とすることはない。よって、これらの請求に係る 文書を作成又は取得することはない。

### (イ) 請求 28

当該請求は、出資法人等に対する指導又は措置に関するものであるが、本件開示請求のあった平成26年度において、国際課が所管する出資法人等としては公益財団法人愛知県国際交流協会(以下「愛知県国際交流協会」という。)が存在していたものの、請求の範囲である平成24年度から平成26年度までの間において愛知県国際交流協会に対して愛知県知事から行政指導、行政処分等の指導又は措置を行っていないため、当該請求に係る文書を作成又は取得することはない。

#### (ウ) 請求 46 及び請求 50 から請求 52 まで

これらの請求は、愛知県国際交流協会の職員に係るものであるが、 国際課において愛知県国際交流協会の職員個人の活動について記録する必要はなく、職員個人から書類が提出されることもない。さらに、 国際課において愛知県国際交流協会の職員との面談記録又は通話記録 を作成する必要はなかったことから、これらの請求に係る文書を作成 又は取得することはない。

#### (エ) 請求 48 及び請求 49

これらの請求は、平成 26 年度の愛知県国際交流協会と国際課との兼務職員に係るものであるが、当該年度において、愛知県国際交流協会と国際課との兼務をする職員は存在しておらず、これらの請求に係る文書を作成又は取得することはない。

#### (オ) 請求 58

当該請求は、愛知県国際交流協会の職員の訪問者に対する秩序維持のための指示又は命令の内容に関するものであるが、愛知県国際交流協会において訪問者に対して秩序を維持するために行う指示又は命令の内容について記載した文書を作成することはなく、さらに、国際課において必要とすることはないため、当該請求に係る文書を作成又は取得することはない。

#### (カ) 請求 59 及び請求 60

これらの請求は、愛知県国際交流協会との契約に係るものであるが、 請求の範囲である平成22年度から平成26年度までの間において、愛 知県と愛知県国際交流協会との間では業務委託契約その他の契約を締 結していないことから、これらの請求に係る行政文書を作成又は取得 することはない。

# (キ) 請求 62

当該請求は、平成 25 年度及び平成 26 年度の愛知県国際交流協会との会議に関する文書に係るものであるが、平成 25 年度及び平成 26 年

度に愛知県国際交流協会との間で国際課の職員が出席する会議は開催 されていないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得する ことはない。

## エまとめ

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、別表 の3欄に掲げる日付けで不開示(不存在)決定をしたものである。

#### 5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する 権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が 行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件異議申立てについて

本件は、特定の異議申立人からの大量の異議申立てのうち、国際課に対する請求に対して不存在決定がなされたものに対する異議申立てが併合されたものであるところ、前記4のとおり、実施機関により、大量にある請求の内容について、その性質ごとにまとめたうえで不開示理由を整理されていることから、当審査会においても、その整理を踏まえて以下判断する。

(3) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理 由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、国際課において管理 する別表の4欄に掲げる行政文書であると解される。

(4) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関が国際課において請求の内容に係る事務を所掌していないと 整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求1から請求17まで、 請求21から請求27まで、請求29から請求43まで、請求45、請求47、 請求53から請求57まで及び請求61に係る文書については、いずれの課 室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成する ことが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、国際課に おいて請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、国際課に 対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれ かであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、国際課に おいて請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、国際課に 対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張 は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又 は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認 められない。

- イ 実施機関が国際課において請求の内容に係る事務を所掌していたと整理 したものについて
  - (ア) 請求 18 から請求 20 までについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 18 から請求 20 までに係る文書については、本件開示請求のあった平成 26 年度において国際課ではフランス、スウェーデン及びアメリカ合衆国の文化的行事に対する後援等は行っていないとのことであり、また、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、これらの請求に対する決定の判断を行う際に、当該事務に係る文書のうち当時保存期間が満了していない平成 24 年から平成 26 年度のものを確認し、これらの年度において請求の対象に係る事務は行っていなかったとのことからすれば、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 請求 62 について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 62 に係る文書については、平成 25 年度及び平成 26 年度に愛知県国際交流協会との間で国際課の職員が出席する会議は開催されていないとのことであり、また、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、他で開催されたそのような会議の資料を取得してもいないとのことであることからすれば、当該請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 請求 28、請求 44、請求 46、請求 48 から請求 52 まで及び請求 58 から請求 60 までについて

当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成 又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な 点は認められない。

- ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという 実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。
- (5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 別表

1 請求	2 異議申立	3 不開示決定	4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文
1 時71	て年月日	9 (T)M(T)(X)	書を特定するに足りる事項
1	平成26年9	平成 26 年 8 月 27 日	国際課に対する開示請求
	月 3 日	付け 26 国際第 250	・わいせつ物に関する裁判の判例、判決の解説が
		号	記載されている文書
			・公的機関においてわいせつ物が展示されたこと
			が記載されている文書
			・警察から公的機関がわいせつ物を展示したと指
			摘された場合で、公的機関が憲法に保障されてい
			る表現の自由を根拠に、警察の指摘を拒否し、わ
			いせつ物の展示を継続したことが記載されている
			文書
			・警察から公的機関がわいせつ物を展示したと指
			摘された場合で、公的機関が指摘を受け入れたこ
			とが記載されている文書
			・公的機関がわいせつ物でない芸術作品の一部を
			隠して、展示したことが記載されている文書
			・公的機関において、わいせつ物の展示をする場
			合の留意事項が定めてある文書
			・芸術性の高いわいせつ物の取り扱いについて定
			めてある文書
			・芸術性の高いことを理由としてわいせつ物であ
			っても、展示が可能である場合の条件が記載され
			てある文書
			・わいせつ物の判断基準が記載されている文書
2	平成26年9	1 // 1	国際課に対する開示請求
	月1日	付け 26 国際 258-3	平成 25 年度 平成 26 年度
		号	復命書(芸術、文化、芸術家、(市民)の表現の自
			由に関するもの)
			入手した文書(芸術、文化、芸術家、(市民)の表
			現の自由に関するもの)

3	平成 26 年	平成 26 年 10 月 23	国際課に対する開示請求
	10月28日	日付け26国際第353	・平成 26 年度別紙報告書に関する開示請求及び行
	10 /1 20 H	号	政文書作成事務に関する開示請求(別紙を除く)
		,	・報告書(作成者の氏名の記載がないもの)
			・報告書(作成担当課の記載のないもの)
			・報告書(誰に報告するのかが不明のもの)
			・報告書(作成年月日の記載のないもの)
			・別紙報告書の作成者の氏名がわかる文書
			・A 氏の写真は藝術作品であると評価している根
			拠・作品に対する感想・意見が記載されている文
			書(県民総務部各課職員が作成したもの)
			・8月11日の電話での警察との対応記録
			・A 氏が作成した写真の芸術について記載した文書
			・A氏が作成した子真の芸術について記載した文音 ・A氏の写真による表現には、男性器を撮影するこ
			・A Cの子具による表現には、力性品を販売することが必要であると記載されている文書・警察の意
			こか必要であると記載されている文書・書祭の息     見(A 氏の写真は、男性器が確認できるとの意見の
			見 (A 氏の子具は、労性器が確認できるとの息見の もの)
			・県民総務部職員の意見(A 氏の写真は、男性器が
			確認できるとの意見のもの)
			・芸文センター職員の意見((A氏の写真は、男性
			器が確認できるとの意見のもの)
			・中学生以下の鑑賞制限を設けた理由が記載され
			ている文書・事案・判例(男性器の陳列が問題な
			いと判断されたもの)
			・事案・判例(性器の陳列が問題ないと判断され
			たもの)
			・事案・判例(男性器の陳列が問題あると判断さ
			れたもの)
			・事案・判例(性器の陳列が問題あると判断され
			たもの)
			・職務として、A氏の写真の内容を確認をした者が
			わかる文書
4	平成 26 年	平成 26 年 10 月 28	国際課に対する開示請求
	10月29日	日付け26国際第361	個人のメモを県有パソコンを使用して送信できる
		号	と記載のある文書
5	平成 26 年	平成 26 年 10 月 28	国際課に対する開示請求
	10月29日	日付け26国際第362	H25 年度 H26 年度
		号	情報公開請求に対応する者の開示請求人の発言に
			関して報告する内容を規定している文書
6	平成 26 年	平成 26 年 10 月 28	国際課に対する開示請求
	10月29日	日付け26国際第363	H25 年度 H26 年度
		号	・個人のメモの管理方法が記載されている文書
			・個人のメモを作成するために IC レコーダー等の
			使用に関する規定が記載されている文書

7	平成 26 年	平成 26 年 10 月 31	国際課に対する開示請求
	11月4日	日付け 26 国際第	・A氏との協議の内容が記載されている文書
		385-1 号	・A氏の写真を展示する必要性が記載されている文
			書
			・性器が写っている写真の評価が記載されている
			文書
			・愛知県美術館が、愛知県警察に対して、A氏の写
			真はわいせつ物ではないと主張した文書
8	平成 26 年	平成 26 年 10 月 31	国際課に対する開示請求
	11月4日	日付け 26 国際第	H25 年度~H26 年度
		385-2 号	職員復命書(文書管理 文書作成決裁手続に関す
		-	る分のみ)
9	平成 26 年	平成 26 年 10 月 31	国際課に対する開示請求
	11月4日	日付け26国際第386	H25 年度~H26 年度
		号	口頭決裁したもの
10	平成 26 年	平成 26 年 11 月 4 日	国際課に対する開示請求 H26 年度
	11月6日	付け 26 国際第 389	県民総務課情報グループとの開示請求に関する協
		号	議文書
11	平成 26 年	平成 26 年 11 月 11	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第400	母子生活支援施設が作成した文書
		号	H26 年度
12	平成 26 年	平成 26 年 11 月 11	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第401	児童養護施設が作成した文書
		号	H26 年度
13	平成 26 年	平成 26 年 11 月 11	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第402	生活保護に係る事例文書
		号	H26 年度
14	平成 26 年	平成 26 年 11 月 11	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第403	触法(非行)に係る事例文書
		号	H26 年度
15	平成 26 年	平成 26 年 11 月 11	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第404	就学に係る事例文書
		号	H26 年度
16	平成 26 年	平成 26 年 11 月 11	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第405	児童虐待に関する事例文書
		号	H26 年度
17	平成 26 年	平成 26 年 11 月 11	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第406	DV に関する事例文書
		号	H26 年度
18	平成 26 年	平成 26 年 11 月 12	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け 26 国際第	フランスの文化が記載されている文書
		421-4 号	
19	平成 26 年	平成 26 年 11 月 12	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け 26 国際第	スエーデンの文化が記載されている文書
		421-5 号	

	T		
20	平成 26 年	平成 26 年 11 月 12	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け 26 国際第	アメリカの文化について記載した文書
		421-6 号	
21	平成 26 年	平成 26 年 11 月 14	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第409	発達障害の定義があると主張する愛知県教育委員
		号	会が作成した文書
			H24 年度 H25 年度 H26 年度
22	平成 26 年	平成 26 年 11 月 14	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第410	「特殊教育」の使用を適法として H24 年以降も主
		号	張している愛知県教育委員会が作成した文書
23	平成 26 年	平成 26 年 11 月 14	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第411	愛知県教育委員会が作成した「障害児就学指導の
	11/11/	号	手引」(参考として表紙を添付する 平成 15 年 4
			月作成したもの)
24	平成 26 年	平成 26 年 11 月 14	国際課に対する開示請求
	11月17日	日付け26国際第412	「知的障害」の定義が記載されている文書(愛知
	11 / 11	号	県教育委員会 B 氏があると主張しているもの)参
			考として B 氏の陳述書を添付する
25	平成 26 年	平成 26 年 11 月 14	国際課に対する開示請求
20	11月17日	日付け26国際第422	ファッションと国際交流との関係が記載されてい
		号 号	る文書
			(H25 年度 H26 年度)
26	平成 26 年	平成 26 年 11 月 14	国際課に対する開示請求
20	11月17日	十成 26 年 11 月 14     日付け 26 国際第 423	芸術作品の評価基準が記載されている文書
		日刊 () 20 国际第 423     号	云州下町の井伽玄中が乱戦されている文音
27	平成 26 年	平成 26 年 11 月 14	国際課に対する開示請求
21	11月17日	十成 26 年 11 月 14     日付け 26 国際第 424	児童・生徒に対する人権教育の内容が記載されて
		5	いる文書 (H25 年度 H26 年度)
28	平成 26 年	平成 26 年 11 月 19	国際課に対する開示請求
20	11月26日	十成 20 年 11 月 19    日付け 26 国際第	出資法人等に対してなした指導、措置が記載され
	11 万 20 日	434-1 号	山真伝八寺に対してなじた相等、相直が記載されて ている文書
		434 <sup>-</sup> 1 / <del>7</del>	H24 年度~H26 年度
29	平成 26 年	平成 26 年 11 月 19	国際課に対する開示請求
29			芸術家の芸術作品の評価基準(警察の介入を必要
	11月26日	日付け 26 国際第	
20	双比 oc 左	434-2号	とする場合のものに限る)
30	平成 26 年	平成 26 年 11 月 19	国際課に対する開示請求
	11月26日	日付け 26 国際第	情報公開をする者の行動の評価基準(警察の介入
21	双比 oc 左	434-3 号	を必要とする場合のものに限る)
31	平成 26 年	平成 26 年 11 月 19	国際課に対する開示請求
	11月26日	日付け 26 国際第	芸術作品の芸術性の高さの評価基準が記載されて
0.0	W-4 00 F	434-4 号	いる文書(愛知県美術館が作成したものに限る)
32	平成 26 年		国際課に対する開示請求
	11月26日	日付け 26 国際第	芸術作品の定義(国際課が入手、又は作成した文
		434-5 号	書に含まれるもの)

33		平成 26 年 11 月 19	
	11月26日	日付け 26 国際第	H25 年度 H26 年度
		434-6 号	警察の介入が必要とされる愛知県の行政活動が記
			録されている文書
34		平成 26 年 11 月 19	国際課に対する開示請求
	11月26日	日付け 26 国際第	警察活動が記載されている文書
		434-7 号	H25 年度~H26 年度
35	平成 26 年		国際課に対する開示請求
	11月26日	日付け 26 国際第	H22 年度~H26 年度
		434-8 号	芸術家の活動記録
36	平成 26 年	平成 26 年 11 月 19	
	11月26日	日付け 26 国際第	愛知県が実施したトリエンナーレに出品した作家
		434-9 号	の作品製作過程が記載されている文書(個人情報、
			肖像権に関するもの)
37		平成 26 年 11 月 19	
	11月26日	日付け 26 国際第	H22 年度~H26 年度
		434-10 号	情報公開手続に関する文書(警察に通報する場合
	<b>F. D. 0.0 F</b>	<b>T. N. o. F. 11</b>	について記載した部分)
38		平成 26 年 11 月 21	
	11月26日	日付け 26 国際第	H22 年度~H26 年度
0.0	五十 oa 左	435-1 号	公務員の肖像権に関する裁判書類
39	平成 26 年		国際課に対する開示請求
	11月26日	日付け 26 国際第 435-2号	芸術性の高さの判断基準
40	平成 26 年	平成 26 年 11 月 21	国際課に対する開示請求
40	11月26日	十成 20 年 11 万 21   日付け 26 国際第	H25 年度   H26 年度
	11 / 20 д	435-3 号	123 千没   120 千没
41	平成 26 年	平成 26 年 11 月 21	
	11月26日	日付け 26 国際第	
	11/, 20	435-4 号	愛知県美術館から入手した文書
42	平成 26 年		国際課に対する開示請求
	11月26日	日付け 26 国際第	市民の行動に関して警察に通報した内容がわかる
		435-5 号	文書
		·	H22 年度~H26 年度
43	平成 26 年	平成 26 年 11 月 21	国際課に対する開示請求
	11月26日	日付け 26 国際第	職員の肖像権について記載した文書
		435-6 号	
44	平成 26 年	平成 26 年 11 月 21	(国際課に対する開示請求)
	11月26日	日付け26国際第448	外国文化の受容の歴史がわかる文書
		号	(現在管理しているもの)
45	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	H24 年度~H26 年度
		450-1 号	憲法89条の規定・解釈が記載されている文書(国
			際課職員が説明した内容のもの)

46	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	H24 年度~H26 年度
		450-2 号	国際交流協会職員の活動が記載されている文書
47	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	県立学校等への受験資格が記載されている文書
		450-3 号	
48	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	H26 年度
		450-4 号	国際課課長の兼務職員に対する職務命令権の内容
			がわかる文書(愛知県国際交流協会に所属してい
			る者の分)
49	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	H26 年度
		450-5 号	国際課兼務の内容がわかる文書(愛知県国際交流)
		,	協会に所属している者の分)
50	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	愛知県国際交流協会C氏が提出した文書
	12/1/	450-6 号	H26 年 11 月
51	平成 26 年	·	-
	12月1日	日付け 26 国際第	愛知県国際交流協会職員との面談記録 H26 年 11 月
	12 /, 1	450-7号	ZARANI MANAGO PILA
52	平成 26 年		国際課に対する開示請求
-	12月1日	日付け 26 国際第	愛知県国際交流協会職員との通話記録 H26 年 11 月
		450-8 号	
53	平成 26 年	· ·	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	法務文書課職員との面談記録 H26 年 11 月
		450-9 号	
54	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	法務文書課職員との通話記録 H26 年 11 月
		450-10 号	
55	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	法務文書課へ発出した文書
		450-11 号	法務文書課から入手した文書 H26 年 11 月
56	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示請求
	12月1日	日付け 26 国際第	人事課職員との面談記録 H26 年 11 月
		450-12 号	
57	平成 26 年	平成 26 年 11 月 26	国際課に対する開示
	12月1日	日付け 26 国際第	人事課職員との通話記録 H26 年 11 月
		450-13 号	
58	平成 26 年	平成 26 年 12 月 2 日	国際課に対する開示請求
	12月8日	付け26国際第475-1	愛知県国際交流協会職員が訪問者に対して有して
		号	いる秩序維持に必要とされる指示命令の内容がわ
			かる文書 (現在使用しているもの)
59	平成 26 年	平成 26 年 12 月 2 日	国際課に対する開示請求
	12月8日	付け26国際第475-2	愛知県国際交流協会との契約書(現在有効なもの)
		号	
	_1	<u> </u>	

60	平成 26 年	平成 26 年 12 月 2 日	国際課に対する開示請求
	12月8日	付け26国際第475-3	愛知県交際交流協会への委託の内容がわかる文書
		号	H22 年度~H26 年度
61	平成 26 年	平成 26 年 12 月 2 日	国際課に対する開示請求
	12月8日	付け26国際第475-4	H26 年度
		号	開示請求人との面談記録(愛知県国際交流協会職
			員の公権力の行使に関するもの)
62	平成27年1	平成 26 年 12 月 26	国際課に関する開示請求
	月 5 日	日付け26国際第526	平成 25 年度 平成 26 年度
		号	愛知県国際交流協会との会議で配布された文章及
			び議事録

# (審査会の処理経過)

年 月 日	内容
27. 3.20	諮問
2. 3. 6	実施機関から不開示理由説明書を受理
2. 3. 6	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
2. 6.18 (第 595 回審査会)	不開示理由等を聴取及び審議
2. 7. 9 (第 597 回審査会)	審議
2. 8.14	答申